

筑後地域消防指令センター高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新整備業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、久留米広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が「筑後地域消防指令センター高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新整備業務委託」に係る契約の相手方となる事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 筑後地域消防指令センター高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新整備業務委託
- (2) 業務内容 「筑後地域消防指令センター高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新整備業務委託調達仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務場所 久留米市山川杵形町3番15号外
- (5) 支払条件 前払金 契約金額100万円以上の場合 あり（契約金額の30%以内）
部分払い なし

3 提案上限額

見積金額の上限は、4,491,545,455円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

4 実施形式

公募型

5 スケジュール

令和7年3月24日	公示日
令和7年3月24日～令和7年4月7日	仕様書等の提供申請
令和7年4月15日まで	質問書の提出期限
令和7年4月23日まで	質問書に対する回答
令和7年3月24日～令和7年4月7日	参加申込書等提出期間
令和7年4月17日【予定】	資格審査・結果通知
令和7年4月8日～令和7年5月2日	提案書の提出期間
令和7年5月20日【予定】	プレゼンテーション
令和7年6月上旬【予定】	審査結果通知
令和7年7月上旬【予定】	仮契約締結
令和7年8月下旬【予定】	契約締結（久留米広域市町村圏事務組合議会の議決を条件とする）

6 参加資格

企画提案書の提出締切時点で、単独の事業者の場合は、（1）から（9）までの全ての要件を満たすこと。

共同事業体※の場合は、いずれかの構成員が（1）及び（2）の要件を満たすとともに、それぞれの構成員が（3）から（9）までの要件を満たすこと。

- (1) 平成27年度以降に、元請として、消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号消防庁官通知）に定める高機能指令センター総合整備事業Ⅲ型に対応した指令システムを開発・設置する業務（工事又は機器の納入を含む。）を履行し、同システムによる消防通信指令業務の共同運用（管轄人口40万人以上）

を行っている自治体に引き渡した（引き渡す予定を含む。）実績があること。

なお、構築と保守を一括した業務となっているものについては、構築が履行完了していれば実績を有していると判断する。

- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (4) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (5) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (6) 福岡県内の参加申込者の場合は所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- (7) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

※ 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織を言う。以下同じ。）として参加することができる。その場合、参加申込書等提出時までに共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。

なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体結成予定書を作成し、提出すること。

7 仕様書等提供の申請手続き

(1) 仕様書等提供の申請

仕様書及び入札様式等については、久留米広域消防本部ホームページからダウンロードすること。

なお、仕様書には設計図面が含まれていないため、提供を受けようとする者は、事務局に事前に電話連絡の上、仕様書等提供申請書（様式第1号）を事務局へ提出すること。事務局が受理した後、設計図面を提供するものとする。

(2) 交付期間

令和7年3月24日（月）から令和7年4月7日（月）まで

(3) 交付方法

「18 問合せ先（事務局）」に記載する担当窓口において電子媒体を提供する。

8 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、件名を次のとおり記載した質問書（様式第2号）を電子メールに添付して、「18 問い合わせ先（事務局）」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

件名：【会社名】「指令システム等更新整備業務プロポーザル質問書」

(2) 期限

令和7年4月15日（火）17時まで（必着）

(3) 回答方法

令和7年4月23日(水)までに、質問書(様式第2号)に記載された連絡先メールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて久留米広域消防本部ホームページに掲載する。

9 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

なお、カ、キは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。また、久留米市競争入札参加資格有資格名簿の登録者の場合、カ、キ、ク、ケは不要とする。単独の事業者の場合は、コは不要とする。

① 参加申込書等の提出書類

ア 参加申込書(様式第3号又は様式第3号の2)	1部
イ 会社概要書(様式第4号)	1部
ウ 参加資格調書(様式第5号)	1部
エ 業務実績調書(様式第6号)	1部
オ ISMS の認証取得証明書又はプライバシーマークの認証等の写し(任意様式)	1部
カ 登記事項全部証明書(個人の場合、身分証明書)	1部
キ 納税等証明書(国税、都道府県税、市町村税)	1部
ク 役員等調書及び照会承諾書(様式第7号)	1部
ケ 委任状(支店等に参加手続き等の委任を行う場合)(様式第8号)	1部
コ 共同事業体結成予定書(様式第9号)	1部
※ 代表者：ア、ケ	
※ いずれかの構成員：エ、オ	
※ 共同事業体に属する全ての構成員分：イ、ウ、カ、キ、ク	

[納税等証明書]

参加申込者の所在区分及び法人・個人別に従って提出すること。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分			税区分		法人	個人
			税目			
市内	市外	県外	国税等	法人税、所得 税、消費税及 び地方消費税	国税に未納が ない証明（納税証 明書その3の 3）	国税に未納が ない証明（納税証 明書その3の2）
		市外かつ 県内	福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税に未納 がない証明	福岡県税に未納が ない証明
			久留米市税	法人市民税、 市県民税、固 定資産税、軽 自動車税	久留米市税に滞 納がない証明	久留米市税及び国 民健康保険料に滞 納がない証明
			久留米国保	国民健康保険	—	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：市外・法人の場合、「国税等」の証明を提出)

② 提案書等の提出書類

ア 企画提案書(「10 企画提案書作成方法」を参照)	16部
イ 価格提案書(様式第10号又は様式第10号の2)	1部

ウ 参考保守維持管理費用見積書(様式第11号)	1部
エ 業務従事メンバー状況表(体制)(様式第12号)	1部
オ 業務従事メンバー状況表(役割)(様式第13号)	1部

(2) 提出期間及び時間

① 参加申込書等の提出書類

令和7年3月24日(火)から令和7年4月7日(月)17時まで(土日祝日を除く)

② 提案書等の提出書類

令和7年4月8日(火)から令和7年5月2日(金)17時まで(土日祝日を除く)

(3) 価格提案書について

① 価格提案書(様式第10号)は、仕様書に基づきシステムを構築するための見積金額(機器費、構築費、工事費等)を記載すること。

② 参考保守維持管理費用見積書(様式第11号)は、令和9年4月から令和14年3月までに見込まれる保守維持管理費用について、保守費用・有償交換部品の費用・中間更新に係る費用を記載すること。また、見積金額の算定根拠に関する資料(内訳書等・自由書式)を添付すること。

(4) 提出方法

① 参加申込書等の提出書類

電話にて事務局へ連絡し、持参又は郵送(配達証明書付き書留郵便)にて提出すること。

② 提案書等の提出書類

電話にて事務局へ連絡し、手渡しにて提出すること。手渡しに際し、会社名、所属、氏名等が分かるものを持参すること。郵便事故については、組合はその責めを負わない。

(5) 提出先

「18 問い合わせ先(事務局)」に記載する担当窓口

10 企画提案書作成方法

「筑後地域消防指令センター高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新整備業務委託提案書作成要領」を参照すること。

11 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) 審査評価

企画提案審査評価は、「筑後地域消防指令センター高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新整備業務委託評価項目表及び評価基準」に基づき実施する。

(2) プレゼンテーション

① 実施日時

令和7年5月20日(火)【予定】の組合が指定した時間

② 時間配分

各事業者60分以内(プレゼンテーション40分以内、質疑20分程度)

③ 実施場所

久留米市山川杵形町3番15号

筑後地域消防指令センター

④ 参加人数 7人以内

⑤ 留意事項

- ア 企画提案書の記述内容と異なる趣旨の説明及び企画提案書に記述のない新しい提案は行わないこと。
- イ スクリーンは、組合が準備する。ただし、パソコン、プロジェクターは各提案者が準備すること。
- ウ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。
- エ その他必要な事項は、企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

1 2 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、内容評価点の点数が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- (3) 適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (4) 提案者が1者であった場合においても本プロポーザルは有効とする。

1 3 審査結果

- (1) 通知方法 審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和7年6月上旬【予定】
- (3) その他 審査結果に係る問合せ等は、一切受け付けない。

1 4 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、又は提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 価格提案書の金額が「3 提案上限額」を超過した場合
- (7) 評価基準に基づく提案者の『内容評価点』の合計が『内容評価点』配点の60%未満の場合

1 5 契約に関する事項

(1) 仮契約の締結

契約の相手方の候補者として選定された者と組合が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで仮契約書を締結する。

なお、候補者として選定された者との仮契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位の者と交渉を行うものとする。

(2) 契約保証金

久留米広域市町村圏事務組合契約事務規則第2条の規定により準用する久留米市契約事務規則第26条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第27条各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を免除する。

(3) 本契約の締結

本プロポーザルによる契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成21年3月10日条例第24号）第2条の規定により、議会の議決を要するため、議会の議決を経たとき成立し、(1)により締結した仮契約書をもって本契約書とし、改めて契約書の締結は行わない。

1 6 情報公開及び提供

組合は、提出された企画提案書等について、久留米広域市町村圏事務組合情報公開条例（平成21年3月10日条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 7 その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「1 8 問い合わせ先（事務局）」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1 者（共同事業体の場合は1 事業体）につき1 案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザルに要した費用を組合に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、組合と契約に至った者が作成した企画提案書については、組合が必要と認める場合には、組合は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した組合指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

1 8 問い合わせ先（事務局）

〒8 3 9－0 8 1 5 久留米市山川杵形町3 番1 5 号

久留米広域消防本部 情報指令課（担当 原、吉武）

電話 0 9 4 2－4 1－0 4 1 1 ファクシミリ 0 9 4 2－4 1－0 4 1 6

電子メールアドレス ksyoutsu@kouiki.kurume.fukuoka.jp